

岐阜商工会議所
専門家研究会（ぎふ専研）

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家27名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。
主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。



浦田益之法律事務所所属
弁護士

和田 恵氏

中小企業と営業秘密保護

1 営業秘密保護の必要性

IT化の進展により、事業活動の根幹にかかわる技術やノウハウ、顧客情報等の重要な情報はデータとして保管・管理されるようになりました。情報の集積が簡易になった一方、情報が容易にしかも大量に流出する危険が増大したといえます。加えて、リストラや雇用形態の変化による人材の流動化により、営業秘密保護を巡る紛争が増加しています。

そこで、どのような情報が法律によって保護を受けることができるのか、企業としてはどのような点に注意すべきかをご紹介します。

2 法による営業秘密の保護

不正競争防止法には、営業秘密を保護する規程があります。では、いかなる営業秘密も保護されるのでしょうか？

企業にとって、その保有する技術やノウハウ、顧客情報等の営業秘密が流出すると、事業に重大

な悪影響が生じるおそれがあるため、できるだけ多くの情報を保護したいと思うでしょう。一方、全ての営業秘密が保護されるとなると、従業員が、転職後、業務を遂行するにあたって積み上げてきた知識、経験、技能を全く生かすことができなくなり、労働者の職業選択の自由を制約することになってしまいます。

このように相反する要請を調整するため、不正競争防止法によって保護される営業秘密は、①秘密として管理されていること（管理性）、②清算方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないものであること（非公知性）に限定されています。

中小企業においては、物的・人的資源の限界から、秘密管理体制が脆弱であることが多く、①「管理性」が問題となりやすいといえます。

「管理性」が認められるためには、その情報にアクセスできる人が制限されていること、かつ、その情報にアクセスした者に当該情報が秘密であることを認識できるようにされていることが必要で

す。

具体例としては、営業秘密が記載されている書面を他の情報と分離し金庫に保管し、持出しや複製を制限したり、データベースへアクセスするためのパスワードを従業員に個別に設定したりする物理的・技術的管理、教育研修を実施したり、秘密保持契約の締結・誓約書の徴収という人的管理、営業秘密管理の規定の整備や責任者の指定等の組織的管理が挙げられます。

では、このような措置を講じなければ、「管理性」が認められず、「営業秘密」として保護されないのでしょうか。もちろん上記措置を取ることは望ましいのですが、中小企業が実施できる秘密管理には限界があります。また、営業秘密を保護すべき程度も一律ではありません。裁判例では、「要求される情報管理の程度や態様は、秘密として管理される情報の性質、保有形態、企業の規模等に応じて決せられるべきである」として、様々な要素を考慮して相対的に決められることになっており、多少秘密の取り扱いに十分ではない点があったとしても、秘密管理性の要件を充たしていると認められている例もあります。

3 企業による営業秘密の保護

企業による営業秘密保護のツールとして、秘密保持契約の締結や誓約書の提出を求めるという方法があります。これにより、秘密保持義務を設定することができ、先に述べた「秘密管理性」の人的管理の要件を充足するという意味があります。

後に争いとならないように、契約書や誓約書を作成する際には、従業員労働者の十分な意思に基

づいた署名を確保する必要があります。内容も、あまりにも秘密保持義務の範囲が広いと従業員の権利を過度に制限するものとして無効と判断される虞がありますので、義務内容を限定し、特定することが必要です。

従業員が従事する仕事によって、その従業員に課すべき秘密保持義務も変わってきます。また、従業員が、入社時に一度だけ秘密保持義務を負うことを了承したとしても、退職時に、十分な意思がなかったと争われる可能性があります。そのため、入社時、プロジェクト参画時、異動、退職時の各段階で契約を行うのが望ましいといえます。

4 営業管理体制の導入について

経済産業省作成の「営業管理指針（平成22年4月改定）では、中小企業の情報管理体制の導入手順例が、情報漏えいのリスクを最小化するための水準と、営業秘密としての法的保護を享受し得る最低限の水準に分けて紹介されています。営業秘密管理チェックシートや各種契約書の参考例等の資料が提示されています。参考になさってください。

◆ Profile ◆



浦田益之法律事務所所属
弁護士 和田 恵氏

民事事件、家事事件を全般に扱う。所属事務所は、中小企業庁委託事業である「下請かけこみ寺」になっており、所長浦田益之弁護士が、経営法務大学の主任講師を務めるなど、中小企業の支援に力を入れている。